

方法書の審査書

No.		
事業名		(仮称)中里風力発電所
事業者名		くにうみウインド1号合同会社
事業実施区域		青森県北津軽郡中泊町大字中里地内 他
事業特性	事業の内容	【風力発電所設置事業】 ・風力発電所出力:36,000kW ・風力発電機の台数:13基(=37,050kWを36,000kWまで総出力を抑制して運転する。) ・ブレード中心高さ:85m ・ローター直径:103m
	工事の内容	工事開始:平成28年10月 工事完了:平成30年11月 主要な工事としては、準備工事、工事用道路工事、風力発電機の用地造成・基礎工事、組立工事、送電線工事及び連係変電所工事がある。 ・準備工事:2ヶ月 ・伐採工事:5ヶ月 ・道路工事:6ヶ月 ・風車工事:14ヶ月 ・送電線工事:9ヶ月 ・連係変電所工事:7ヶ月
地域特性	大気質	対象事業実施区域に最も近い青森県の一般環境大気測定局は、南方向に20kmほど離れた五所川原第三中学校測定局であり、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について測定が行われている。二酸化窒素は過去5年間の全ての年度で環境基準値を満足しているが、浮遊粒子状物質では環境基準値を満たしていない年度もある。また、微小粒子状物質は平成23年度から測定が行われており、平成23年度の短期基準値は環境基準値を超過しているが、長期基準値については環境基準を満足している。
	騒音・超低周波音	青森県では、自動車騒音の常時監視が行われている。中泊町では関し地点は設置されていないが、近隣の五所川原市では毎年調査が行われている。平成20年度から平成24年度までに五所川原市内で実施された自動車騒音の過去5年間の調査では、平成24年度の一般国道101号姥范船橋の基準達成状況が86.2%であったが、その他の監視地点では、評価対象における環境基準を満たしている。
	振動	青森県では、振動に係る測定は行われていない。
	水質	青森県では公共用水域水質調査が行われており、対象事業実施区域及びその周辺では、岩木川下流の津軽大橋、十三湖中央、十三湖山田川河口、十三湖鳥谷川河口、岩木川上流の神田橋、山田川の車力橋の系6箇所水質調査が行われている。なお、これらの河川はそれぞれ環境基準の類型指定がなされており、岩木川下流(神田橋から下流)はB類型に、岩木川上流(神田橋から上流)及び山田川はA類型に、それぞれ指定されている。
	地形・地質	対象事業実施区域の地形は、主に山地の緩斜面及び一般斜面で構成されており、一部に急崖がみられる。また、地質は、軽石質灰岩、珪藻質泥岩・砂岩、流紋岩で構成されている。なお、重要な地形・地質は報告されていない。
	動物	文献調査により生息の情報が得られた動物として、哺乳類は18種であり、また重要種は5種であった。鳥類は167種、重要種は59種。両生類は11種、収容種は4種、爬虫類は5種、爬虫類の重要種は0種、昆虫類は355種、うち重要種は24種。魚類は59種、うち重要種は19種であった。

植物	文献調査により生育の情報が得られた植物は521種、うち重要種は24種であった、対象事業実施区域及びその周辺の植生は、主にヒノキアスナロ群落、ブナ-ミズナラ群落、カシワ-ミズナラ群落及びスギ植林である。また、対象事業実施区域及びその周辺に生育する重要な植物群落として、袴腰岳の風衝地植物群落と車力のクロマツ林がある。
生態系	対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大きく山地、台地・丘陵、平地の3つに区分できる。山地及び台地・丘陵には、ヒノキアスナロ群落やチシマザサ-ブナ群団等の自然植生、ブナ-ミズナラ群落やカシワ-ミズナラ群落等の二次林、スギ植林やカラマツ植林等の植林が広がっている。台地・丘陵に挟まれ南北に広がる平地は、ほぼ全域が水田雑草群落となっている。また、岩木川沿いには水域が広がり、その河原はヨシ群落に占められている。
景観	対象事業実施区域及び周辺地域は、「津軽平野北部景域」に含まれ、その概要は、「東側を低い山並みの連なる津軽山地、西側を直線的な七里長浜海岸に沿った屏風山砂丘に挟まれ、岩木川を軸に広大な水田景観が形成されている。また、岩木川河口部には十三湖のおだやかな景観が広がる」と表現されている。主な眺望点は、七平展望台、栗山展望台、中里城跡史跡公園展望台等、自然景観資源として、岩木川、十三語、芦野公園の桜等がある。
触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周辺における「人と自然との触れ合いの活動の場」としては、津軽国定公園や芦野池沼群県立自然公園、中泊町森林公園などがある。
廃棄物等	対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物処理施設等の状況をみると、一般廃棄物最終処分場が2箇所、産業廃棄物の処分業者が4箇所存在している。
その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周辺(中泊町)、さらに搬入ルート周辺において、環境の保全についての配慮が必要な施設がある。また対象事業実施区域周辺の集落は、主に一般国道339号沿いに南北に広がって分布している。搬入ルート周辺では、町の中心地や大きな集落等には、配慮が必要な施設が立地している。
環境影響評価の項目	参考項目との差異 別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書P.198～P.246参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解:資料1-1-3参照 関係都道府県知事意見:資料1-1-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。